

令和 5 年度名古屋市教育委員会第31号議案

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 組織名称の変更について

組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、全庁的に組織名称に変更が生じるため、規定を整備します。

【変更となる組織名称】

○監 → 担当局長

※学校づくり推進監は引き続き現行の名称を使用します。

○参事 → 担当部長

○主幹 → 担当課長 ○室→課に統一

○係長・主査→課長補佐 ○係→廃止

(2) 令和 6 年度の組織改正について

ア 担当局長の設置

担当局長（学校教育調整）を設置します。

イ 総務部

担当部長（学校教育調整）2 名を設置します。

ウ 新しい学校づくり推進部

(ア) 以下の担当課長を設置します。

a 夜間中学校

b 一貫教育の推進に係る特命事項の処理

(イ) 以下の主幹を廃止します。

a 新しい学校づくり推進に係る企画調整

b 生徒指導に係る調整

エ 指導部

(ア) 指導部を教育支援部に改めるとともに、指導室を義務教育課、高等学校教育課及び特別支援教育課に再編します。

- (イ) 担当課長（キャリア教育）を1名から2名に増員します。
- (ウ) 担当課長（高等学校改革の推進）を設置します。
- (エ) 以下の主幹を廃止します。
 - a 高等学校・幼稚園教育
 - b 特別支援教育
 - c 生徒指導に係る特命事項の処理
 - d 学校教育に係る特命事項の処理
- (オ) いじめ防止対策を担当する首席指導主事として、いじめ防止対策監を設置します。

(3) 関係規則の整理について

名古屋市野外教育センター処務規則について、(2)の改正に伴う規定の整理を行います。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和6年3月22日提出 総務部総務課)



名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）
の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 2 条 事務局に次の部、 <u>課及び室</u> を置く。 総務部 （略） <u>人権教育室</u> （略） 新しい学校づくり推進部 <u>新しい学校づくり推進室</u> <u>子ども応援室</u> <u>指導部</u> <u>指導室</u>	第 2 条 事務局に次の部 <u>及び課</u> を置く。 総務部 （略） <u>人権教育課</u> （略） 新しい学校づくり推進部 <u>新しい学校づくり推進課</u> <u>子ども応援課</u> <u>教育支援部</u> <u>義務教育課</u>

(略)

生涯学習部

(略)

部活動振興室

文化財保護室

第3条 前条の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、事務局の主管事務で他の部課室の主管に属しないこと。

(略)

人権教育室

(1) (略)

教育環境整備課

(1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課室の主管に属することを除く。）。

(2)～(10) (略)

(略)

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進室

(1)～(5) (略)

(6) 子ども適応相談センターに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の室の主管に属しない事務に関すること。

子ども応援室

(1)・(2) (略)

(3) 児童生徒の支援（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部室の主管に属するものを除く。）

高等学校教育課

特別支援教育課

(略)

生涯学習部

(略)

部活動振興課

文化財保護課

第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、事務局の主管事務で他の部課の主管に属しないこと。

(略)

人権教育課

(1) (略)

教育環境整備課

(1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。

(2)～(10) (略)

(略)

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進課

(1)～(5) (略)

(6) 教育支援センターに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

子ども応援課

(1)・(2) (略)

(3) 児童生徒の支援（他の部課の主管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部課の主管に属するものを除く。）

に關すること。

指導部

指導室

- (1) 学校教育の指導に關すること（新しい学校づくり推進部の主管に屬することを除く。）。
- (2) 教科書その他の教材の取扱に關すること。
- (3) 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。

(4) 産業教育審議会及びいじめ対策検討会議に關すること。

(5)・(6) (略)

に關すること。

教育支援部

義務教育課

- (1) 学校教育の指導に關すること（他の部課の主管に屬することを除く。）。
- (2) 教科書その他の教材の取扱に關すること（他の課の主管に屬することを除く。）。
- (3) 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること（他の課の主管に屬することを除く。）。
- (4) いじめの防止等のための対策の推進に關すること。
- (5) いじめ対策検討会議に關すること。

(6) キャリア教育の推進に關すること。

(7)・(8) (略)

高等学校教育課

- (1) 高等学校教育の指導に關すること（新しい学校づくり推進部の主管に屬することを除く。）。
- (2) 高等学校の教科書その他の教材の取扱に關すること。
- (3) 高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。
- (4) 高等学校の入学者選抜に關すること。
- (5) 産業教育審議会に關すること。

特別支援教育課

- (1) 特別支援教育の指導に關すること（新しい学校づくり推進部の主管に屬することを除く。）。
- (2) 特別支援学校の教科書その他の教材の取扱に關すること。
- (3) 特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。
- (4) 特別支援学校の入学者選抜に關すること。

学校D X推進課

- (1) (略)
- (2) 学校における情報化の専門的及び技術的な調査研究に関すること（他の部室の主管に属することを除く。）。
- (3) (略)
- (4) 情報教育等に関する研修の企画に関すること（他の室の主管に属することを除く。）。
- (5) 情報教育ネットワークの運用管理に関すること。

学校保健課

- (1)・(2) (略)
- (3) 学校安全に関すること（他の部課室の主管に属することを除く。）。
- (4)～(6) (略)

生涯学習部

生涯学習課

- (1)～(4) (略)
- (5) 社会教育施設（他の室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 社会教育関係団体（他の室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (9) (略)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の室の主管に属しない事務に関すること。

部活動振興室

- (1)～(3) (略)

文化財保護室

- (1)～(7) (略)

第5条 課及び室には教育長の定めるところにより、係を置くことができる。

第6条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

2 第9条に規定するところにより、事務局に監若しくは参事、部に主幹又は教育

学校D X推進課

- (1) (略)
- (2) 学校における情報化の専門的及び技術的な調査研究に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (3) (略)
- (4) 情報教育等に関する研修の企画に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
- (5) 教育情報システムの運用管理に関すること。

学校保健課

- (1)・(2) (略)
- (3) 学校安全に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (4)～(6) (略)

生涯学習部

生涯学習課

- (1)～(4) (略)
- (5) 社会教育施設（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 社会教育関係団体（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (9) (略)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

部活動振興課

- (1)～(3) (略)

文化財保護課

- (1)～(7) (略)

第5条 削除

第6条 事務局に教育次長、学校づくり推進監、部に部長、課に課長、別に定めるところにより課に課長補佐を置く。

2 第9条に規定するところにより、事務局に担当局長又は担当部長、部に担当課

長の定めるところにより、課若しくは室に主査を置く。

3 前項に定めるもののほか、施設開設準備その他の臨時的事務を分担させるため部に主幹又は課若しくは室に主査を置くことができる。

4 特に必要があるときは、事務局に事務局付理事、事務局付参事、事務局付主幹又は事務局付主査を置くことができる。

第7条 教育次長、部長、課長、室長及び係長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 第6条第2項に規定する監の名称、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

名称	分担事項	監の数
<u>学校づくり推進監</u>	<u>1 学校教育に関する施策に係る重要事項の企画及び調整に関すること。</u>	<u>1</u>

2 監は、上司の命を受けて分担事項を総括し、教務部、新しい学校づくり推進部及び指導部並びに教育センター及び学校

長を置く。

3 前2項に定めるもののほか、施設開設準備その他の臨時的事務を分担させるため部に担当課長又は課に課長補佐を置くことができる。

4 特に必要があるときは、事務局に事務局付担当局長、事務局付担当部長、事務局付担当課長又は事務局付課長補佐を置くことができる。

第7条 教育次長、部長、課長及び課長補佐は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 学校づくり推進監は、上司の命を受けて学校教育に関する施策に係る重要事項の企画及び調整を行い、教務部、新しい学校づくり推進部及び教育支援部並びに教育センター及び学校の所属職員を指揮監督する。

第9条 第6条第2項に規定する担当局長の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

<u>表示する分担事項</u>	分担事項の細目	担当局長の数
<u>学校教育調整</u>	<u>1 学校教育に係る調整に関すること。</u> <u>2 教育長の指定する学校教育に係る特命事項の処理に関すること。</u>	<u>1</u>

2 担当局長は、上司の命を受けて分担事項を総括し、教育長の指定する職員を指揮監督する。

の所属職員を指揮監督する。

- 3 第6条第2項に規定する参事の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

表示する 分担事項	分担事項の細目	参事 の 数
(略)		

- 4 参事は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。

- 5 第6条第2項に規定する主幹を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

<u>主幹</u> を 置く部	表示する 分担 事項	分担事項の細目	主幹 の 数
(略)			
新しい 学校づくり推 進部	(略)	(略)	1
	新しい 学校づくり推 進に係る企画 調整	1 <u>教育長の指定する 学校教育の指導に係 る企画及び調整に関 すること。</u>	

- 3 第6条第2項に規定する担当部長の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

表示する 分担事項	分担事項の細目	担 当 部 長 の 数
学校教育調 整	1 <u>学校教育に係る調 整に関すること。</u> 2 <u>教育長の指定する 学校教育に係る特命 事項の処理に関する こと。</u>	2
(略)		

- 4 担当部長は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。

- 5 第6条第2項に規定する担当課長を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

<u>担当課 長</u> を置 く部	表示する 分担 事項	分担事項の細目	担 当 課 長 の 数
(略)			
新しい 学校づくり推 進部	(略)	(略)	1
	夜間中 学校	1 <u>夜間中学校に関す ること。</u>	

担事項を処理する。	項を処理する。
第11条 事務局に首席指導主事、首席管理主事、体育指導監、主任指導主事、主任管理主事、主任社会教育主事及び管理主事を置くことができる。	第11条 事務局に首席指導主事、首席管理主事、 <u>いじめ防止対策監</u> 、体育指導監、主任指導主事、主任管理主事、主任社会教育主事及び管理主事を置くことができる。
2 首席指導主事、首席管理主事、体育指導監、主任指導主事、主任管理主事及び管理主事は指導主事をもって、主任社会教育主事は社会教育主事をもってそれぞれ充てる。	2 首席指導主事、首席管理主事、 <u>いじめ防止対策監</u> 、体育指導監、主任指導主事、主任管理主事及び管理主事は指導主事をもって、主任社会教育主事は社会教育主事をもってそれぞれ充てる。
3 (略)	3 (略)
	4 <u>いじめ防止対策監は、いじめの防止等のための対策の推進に係る企画及び連絡調整を行う。</u>
<u>4～6</u> (略)	<u>5～7</u> (略)

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（所属） 第1条 野外教育センター（以下「センター」という。）は、 <u>指導部</u> に属する。 （勤務時間の特例等）	（所属） 第1条 野外教育センター（以下「センター」という。）は、 <u>教育支援部</u> に属する。 （勤務時間の特例等）
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 職員の勤務時間及び週休日の割振りは、副所長にあっては <u>指導部長</u> 、その他の職員にあっては副所長が定める。	3 職員の勤務時間及び週休日の割振りは、副所長にあっては <u>教育支援部長</u> 、その他の職員にあっては副所長が定める。
4・5 (略)	4・5 (略)